

第7回 産業経済委員会記録

1 日 時 令和元年12月13日(金) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

| | | | |
|-------|-------|----|-------|
| 委員 長 | 阿部 幸夫 | 委員 | 村越 洋一 |
| 副委員 長 | 渡部 道宏 | 〃 | 堀川 義徳 |
| 委員 | 宮崎 淳一 | 〃 | 植木 茂 |

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 1名

議 長 関根 正明

7 説明員 4名

| | | | |
|-------|-------|----------|-------|
| 副市 長 | 西澤 澄男 | 観光商工課長 | 城戸 陽二 |
| 農林課 長 | 吉越 哲也 | ガス上下水道局長 | 米持 和人 |

8 事務局員 2名

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 局 長 | 築田 和志 | 主 査 | 齊木 直樹 |
|-----|-------|-----|-------|

9 件 名

- 議案第81号 妙高市営高谷池宿泊施設条例の一部を改正する条例議定について
議案第82号 妙高市ガス供給条例の一部を改正する条例議定について
議案第90号 指定管理者の指定について(長沢茶屋)
議案第91号 指定管理者の指定について(妙高市営高谷池ヒュッテ及び妙高市営高谷池野営場)
議案第92号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第6号)のうち当委員会所管事項
議案第96号 令和元年度新潟県妙高市ガス事業会計補正予算(第1号)
議案第97号 令和元年度新潟県妙高市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第98号 令和元年度新潟県妙高市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第99号 令和元年度新潟県妙高市簡易水道事業会計補正予算(第1号)

○委員長(阿部幸夫) ただいまから産業経済委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました議案は、議案第81号及び議案第82号の条例関係2件、議案第90号及び議案第91号の指定管理者の指定2件、議案第92号の所管事項、議案第96号から議案第99号の補正予算5件の合計9件であります。

議案第81号 妙高市営高谷池宿泊施設条例の一部を改正する条例議定について

○委員長(阿部幸夫) 最初に、議案第81号 妙高市営高谷池宿泊施設条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） ただいま議題となりました議案第81号 妙高市営高谷池宿泊施設条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、高谷池ヒュッテの増築工事が完了し、利用者の滞在環境の向上が図られたことに伴い、施設の利用料金を見直すため条例を改正するものであります。

見直しの基本的な考え方ですが、施設の運営に係る人件費を初めヘリコプターによる荷揚げ経費、燃料費や設備の維持、点検などの管理運営コストを算出し、そのコストに見合った利用料を利用される方々から御負担いただくことを基本とし、近隣類似施設の料金設定も踏まえた中で利用料を設定いたしました。具体的に申し上げますと、利用料金の上限については高谷池ヒュッテが現行の4620円から29.9%増の6000円に、高谷池野営場が現行の4010円から22%増の500円にそれぞれ引き上げたいものであります。また、増築した部分には定員6名の個室を2部屋設けており、その場合の利用料金は1室につき1泊6000円を加算したいものであります。例といたしまして、個室を2部屋で利用する場合は利用料金2人分に個室利用料6000円を加算し、合計で1万8000円という形になります。1人当たり9000円という形になります。

以上、議案第81号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部幸夫） これより議案第81号に対する質疑を行います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 高谷池いよいよ完成ということで、後に指定管理の話もあるんで、ここは料金だけの話ということなんですが、6000円の根拠は本会議場でもありましたが、4620円から上がるということで、今こういった山小屋が非常に山を歩く人がふえてきて、いろいろ全国でも回ったりとかして、やっぱり妙高の高谷池のヒュッテすばらしいというような、まだ行っていないんで、そこまでよくわからないんですが、すばらしいというふうに言えてですね、近隣市町村と合わせる必要はないと思うんですね。今の上限もそうですし、本当にそれだけの価値のあるものであれば6000円でも8000円でも、泊まりたければ1万円でもいいと思うんですが、先ほどの二十何%という部分ありましたが、6000円にした根拠というのは多少周りと合わせるというのがあるんですけど、課長みずから行って、これは6000円で安いのか高いのかという、誰が行ってもですね、6000円でいいというふうな感覚でいるのか、もっと高くしてもいいのかというふうに思っているのか、ちょっともう一回根拠とですね、6000円の値段の妥当性ということについて細かく説明していただきたいんですが。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） まず、近隣との比較というのは最後の過程でございまして、結果的には山小屋という特殊な場所でございますので、人件費しかり、あと荷揚げについてもヘリコプターを使うという中で経費がかさみますので、まずどのぐらいの経費がかかるかというものを算定させていただきました。これにですね、年間の利用者人数の見込みを立てまして、この人数で利用料金だけで経費がペイできるような形でのまず算定をさせていただいたのがおよそ6000円という金額になりました。これをですね、近隣の施設と比較させた上で、この金額が先ほど言ったように30%近い料金の値上げとなる中で、利用者の負担ということも考慮する中で近隣と比較するとそれほど高額ではないという料金という中で今回6000円という提案をさせていただいております。私山小屋の経験がそれほどないというか、少ないわけでございますけども、事前に妙高ツーリズムマネジメント山部会のほうには山小屋に詳しい方がいらっしゃいますので、お聞きしますと今までの料金が物すごく格安過ぎたと、一般的な山小屋に比べると。山小屋というのは大体御飯食べて、もう1万円かかるのが普通の御時世といたしますか、時代でありまして、

その辺のことを言うとヒュッテについても金額的には余り問題はないのではないかなというような答えをいただいておりますので、今回提案をさせていただいております。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 確認なんですけど、この6000円の中に個室は別にして、利用料という形で1人1泊6000円という中には夕飯というか、1食というか、食事はどの程度入っている。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） あくまでも素泊まり料金でございます。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） そうすると、今まで4620円、当然今までも恐らくこれ荷揚げはヘリでしていたし、人件費もかかっているということで、その部分では変わりはないと思うんで、結局新しくつくった施設に対して利用料金がペイできるということになると6000円というふうなことだと思うんですけど、夕飯は別なんですかね、まるっきり。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） あくまでも今山小屋という中で、食事についてはこの後指定管理のほうの議案に出きますけども、今は直営ですので、市のほうで実費相当みたいなサービスでやっておりますけど、指定管理者がサービスとして食事提供をしていくという形でございます。

○委員長（阿部幸夫） 宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） 私のほうなんですけど、ちょっと野営場に関してなんですけど、410円から500円と、この値上がりはヒュッテの増築に伴ったものとはまた別のお考えでの値上げなんでしょうか。例えばその野営場の維持管理に関する、維持ですかね。そういったことの人件費の上乗せ分なんでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） 野営場につきましては、トイレが今回きちんと水洗になりまして、浄化槽式でありますので、当然電気代のほうもかさんでくるという経費がございますので、これらを加味して料金設定をまたさせていただいたということでございます。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） 関連してなんですけど、今ほど説明ありましたように6000円ということですね、ヘリの荷揚げとか人件費というお話なんですけど、大体人件費ってどのぐらいを見ておられるんですかね。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） 定員がですね、今まで25名でやってきたものを今度100名という形の定員になりますので、私どもの試算の中で今までの通常800万円程度の人件費の総額がかかっておりましたけれども、今回のシミュレーションの中では1200万円程度の人件費を見込んで算出をしております。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） 25名から100名となると、これは対応は1名で対応ですか。それとも、そこの管理のほうは何人で対応するような感じでいらっしゃるんですか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） 従前正規従業員というような形は2名という考え方でやっておりましたが、今後は100名となりますので、一応3名という中で積算をさせていただいております。

○委員長（阿部幸夫） 宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） 済みません。ちょっと先ほどの野営場のトイレに関する再質疑なのですが、こちら500円とい

うことで、ほかの山小屋等多く使用されているのがトイレカンパというのがあるんですね。こちらのほうは施設はあるのでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） お答えいたします。

日帰り客といいますか、登山の途中で立ち寄られる方もいらっしゃいますので、基本的には浄財といいますか、浄財箱みたいなのは設けております。

○委員長（阿部幸夫） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 済みません。先ほどの利用料金の関係なんでございますが、建設費相当も若干この中に含まれているというふうにならぬように今ほどのお話で認識、建設費でかかった分ですね、認識させていただいたんですけども、建設費もこの中に、利用料金の算定の中には使った分を回収するという考え方って入っているんですか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） お答えいたします。

建設費の改修につきましては、指定管理者のほうからの納付金で賄っていただくという考え方でございまして、料金のほうには反映はしておりません。

○委員長（阿部幸夫） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） わかりました。

それでは、先ほどのこの算出根拠は利用人数で大体全体の経費を割り返してこれを算出したと。ということは、今後利用者数が少なくなれば利用料金は上がってくる可能性もある、それで見直しをする可能性もあるということではございませんか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） あくまでも今までの稼働率に基づきまして今後の定員に基づく利用料金を算定しております。この稼働率等維持していくために運営を行っていくわけございまして、これを私どもは指定管理者にきちんと求めていくという形になっていこうかと思っておりますので、この稼働率が落ちるということを前提としては今のところは考えてはおりません。

○委員長（阿部幸夫） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） それでは、逆に頑張って稼働率が上がれば下がってくることもあり得る。それはどうなるのでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） お答えいたします。

今回利用料金という形の中で上限という今金額設定でございまして、定額ではなくて、上限という中にございますので、仮にですが、この後の議案にもなりますが、指定管理者のほうがですね、より多く入れたいというときに、今民間の宿泊業者が入っておりますけど、繁忙期は高く閑散期は安くとか、いろんな形の中で取り組んでいるところもございますので、そういう中での上下というのは指定管理者からの提案ではあり得るかなというふうには思っております。

○委員長（阿部幸夫） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） ありがとうございます。

それで、納付金で回収していくという考え方なんでございますが、納付金は何%を考えていらっしゃいますか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） 済みません。次の議案のところでお答えさせていただければ。

○委員長（阿部幸夫） それでは、これにて委員の質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第81号 妙高市営高谷池宿泊施設条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号 妙高市ガス供給条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（阿部幸夫） 次に、議案第82号 妙高市ガス供給条例の一部を改正する条例議定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。ガス上下水道局長。

○ガス上下水道局長（米持和人） ただいま議題となりました議案第82号 妙高市ガス供給条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

議案第82号参考をごらんください。本案は、輸入液化天然ガスの価格上昇などを理由として国際石油開発帝石株式会社から購入する原料ガス価格が令和2年4月に改定されるため、本条例で定める基準単位料金を改定するものであります。

なお、国の原料費調整制度に基づき、実際にお支払いいただくガス料金は現在と同額に据え置きたいものであります。

以上、御説明しましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部幸夫） これにて委員の……

植木委員。

○植木委員（植木 茂） ちょっとお聞きしますけど、これLNGの混合割合が54から61になるということなんですけど、これによりまして火力というか、火力の関係は結構変わるもんなんですか。それとも、そんなに変わらないで、火力はあるということなんですかね。

○委員長（阿部幸夫） ガス上下水道局長。

○ガス上下水道局長（米持和人） 火力というのは熱量ということで……

○植木委員（植木 茂） はい。

○ガス上下水道局長（米持和人） LNGのパーセンテージ、割合が変わったとしても、火力、熱量につきましては45メガジュールを基本としておりまして、全く変更はございません。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） 実際家庭におきましてもガスから電化ということですね、大分今の新築なんかほとんど電化されてきていると思うんですが、これによりましてガスの使用量も大分減ってくるんじゃないかと考えるんですが、その辺の影響についてはどのように考えているんでしょう。

○委員長（阿部幸夫） ガス上下水道局長。

○ガス上下水道局長（米持和人） 御指摘のとおりオール電化住宅がふえております。現状ですと約6割から7割がオール電化住宅になっているということで、毎年一般家庭のお客様の数は減少傾向にあるということでございます。ただし、うちの経営状況からいいますと、大口の工場等の販売のほうが数字が大きくなっておりますので、減少傾向にはあるものの、うちのほうの経営に対する影響というのは少ないというふうな判断をしております。

○委員長（阿部幸夫） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） たびたび話出てくるのが妙高高原と新井地域のガスの料金格差ということで、水道料金については一律になったのはわかりましたし、ガス料金につきましても高原のほうでもっと大口があれば新井地域のほうと均衡が保てるというようなお話は前回本会議の中でもお聞きしております。具体的にですね、どれくらいの量があれば均衡がとれるかというのは何か試算されていますでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） ガス上下水道局長。

○ガス上下水道局長（米持和人） 合併以降高原地区におきましては、白ガス管更新工事を行っておりまして、水道、ガス含めて約10億円の投資を行っております。その減価償却費が発生しております関係で費用が高いということでございます。今ほどのシミュレーションでございますが、妙高高原の料金を新井地区と同じく値下げする場合は純利益が5500万円減益となるという計算となっておりますので、この5500万円を大口のほうで確保することによれば全く同額にしても影響はないというふうな一つのシミュレーションはございます。

○委員長（阿部幸夫） これにて委員の質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第82号 妙高市ガス供給条例の一部を改正する条例議定について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第90号 指定管理者の指定について（長沢茶屋）

○委員長（阿部幸夫） 次に、議案第90号 指定管理者の指定について（長沢茶屋）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林課長。

○農林課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第90号 指定管理者の指定について（長沢茶屋）について御説明申し上げます。

本案は、令和2年3月31日をもって指定期間が満了となります地域活性化施設長沢茶屋について、引き続き特定非営利活動法人いきいき長沢を指定管理者として指定したいものであります。

なお、同法人につきましては平成28年4月1日から指定管理者となっているものであります。

以上、議案第90号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部幸夫） これより議案第90号に対する質疑を行います。

村越委員。

○村越委員（村越洋一）　お願いします。長沢茶屋なんですけれども、きょうまたテレビで出るということで、全国ニュースですから、非常に期待しているところなんですけれども、指定管理についてはですね、これ4年間の指定管理、継続ということになります。指定管理者としてはいきいき長沢のNPO法人さんということなんですけれども、これについてどんなふうな、今後の茶屋の運営についてですね、どんなふうな協議なされているかについて伺います。

○委員長（阿部幸夫）　農林課長。

○農林課長（吉越哲也）　まず、指定管理の継続につきましては、NPO法人だけではなく、地域の総意として引き続き同法人から担ってほしいという御意向があって今回の提案に至っているという状況でございます。

それからもう一点、今委員さんから御質疑ありました運営の関係なんですけれども、本年の4月まではですね、パート2名という形で対応していたんですが、お一人の方が体調崩されて、それ以降についてはパートと臨時職員で対応しております。そんな関係で、今週末の金・土・日だけの運営という状況になっております。そういったものをどうにか改善したいということで今公募をさせていただいて、その内容についてテレビのほうでも取り上げていただいているという状況でございます。

○委員長（阿部幸夫）　村越委員。

○村越委員（村越洋一）　やはりですね、今お話があったように人が少なくなってきていて、非常に運営が大変だということですよ。今現在週末営業になっているわけです。ただ、そういった状態で営業を続けるって非常に厳しいことだと思うんですよ。ただ、人が入ればそれで何とかかなるということでもないかなという気がしますし、あとことしからですね、南部まつりにも出店できなくなっているんですね。以前はそば屋さんとしてやっていたんですけど、それに加えてですね、おたやのほうも出られなくなったということで、本当に非常に平丸から続いて長いおたやの歴史の中でですね、そば屋さんがなくなった。非常にこれは大事なことかなというふうに思うんですね。そういう意味でこれ何とかしていかなくちゃいけないなというふうに思うんですね。今お話にあった募集しているということなんですけれども、ちょっと担当、所管違うと思うんですが、協力隊が今入るように募集やっているとします。これについてどんな考えですか。

○委員長（阿部幸夫）　農林課長。

○農林課長（吉越哲也）　今回の協力隊員の募集については、長沢地域をこれからどうするかということで、総務課のコミュニティー担当のほうと話をされてきた経緯がございます。その中で一般的な長沢地域に入ることよりも、この茶屋をきちっと再建といいますか、していこうという考え方に基づいて、今回はそちら専用の方を募集しようという考え方になったということに基づいて現在募集をされているという状況でございます。

○委員長（阿部幸夫）　村越委員。

○村越委員（村越洋一）　協力隊のことなんで、ちょっと違くなるかもしれないんですけど、以前もですね、長沢の地区に協力隊を入れて、それでやっていった。その中で長沢茶屋の経営や運営についても非常にタッチしながらやっていたということですよ。ただ、それもやっぱりうまくいかなかったという経緯があります。それについてどんなふうなお考えで、また新たにですね、やるわけなんですけれども、どういうふうな改善点というか、そういうことも考えながらやられているのかについて伺います。

○委員長（阿部幸夫）　農林課長。

○農林課長（吉越哲也）　今ほど申し上げたんですけど、以前やられた地域のこし協力隊員は、あくまで長沢地域に入ったという考え方で、地域全体の活性化のために活動するというので募集をされて入られたわけなんですけれども、その一部として茶屋のほうのお手伝いもされたという経緯がございます。ただ、本人が望んでいた形とか含めて、本来のありようとは多少違った部分があって、継続はできなかったようなふうに私は聞いております。今回はそうい

った反省も受けて、茶屋の後継者という形で募集をしておりますので、最初からその意思を持っている方々に来ていただくということで今募集をしているところが大きな違いだというふうに理解をしております。

○委員長（阿部幸夫） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 茶屋の経営ということで連携してやられているというんで、続いてお伺いしますけれども、やはりですね、全国そば屋さんたくさんあります。それで、長沢地区を選んでそばを食べに来ていただくというのは非常にこれ厳しいところがあると思うんですね。そういう意味で魅力をどうやって伝えていくか、どういうふうにして魅力アップしながらお店に来ていただくかというところが大事なことだと思うんですね。そういう意味で、ただ例えば3年間ですね、やった後継続して店長になって、そこの店の運営やっていいよというふうな募集の仕方になるのか、あるいは例えば市としてですね、三沢の魅力をくり上げながら、長沢地域に対してはこういうことなので、こういう募集をして地域を盛り上げていきたいというふうな戦略が必要じゃないかなと思うんですね。今現在の話聞いていると、本当に募集して、来てもらった方に何でも、言い方悪い、押しつけてしまって、その後の管理というか、経営的なものをやってもらおうと。それ期待も大きいのはわかるんですけども、そういった全体のことを考えてですね、今後やっていかなくちゃいけないなというふうに思います。私も一般質問等でもやらせていただいたんですけども、やはり南部の地域の魅力というのは食だと思うんですね。そこら辺をですね、しっかりと受けとめて、連携しながらですね、営業できるような形に持っていただきたいと思うんですが、それについてどんなお考えですか。

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（吉越哲也） まず、第一義的には今長沢茶屋をなかなか運営者がいないということで募集になっているのは事実でございます。ただ、実際にこれからその方々が応募されて入ってきた後については、まずは茶屋をきちっとやっていっていただくということはありますけど、その後に及んではこの地域のもともと特色のある食ですとか、そういったものを踏まえて対応していただきたいというふうに考えておりますし、南部について言えば大滝荘もあつたりしますんで、そういったところの連携も含めて、同じような業態ではありますけども、そばの特色も違いますし、そういったものをお互いに相乗効果上げるような形で対応していただくようにこちらのほうとしても話をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（阿部幸夫） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 過疎の農山村を守るという意味でですね、農林課の役割、非常にこれ大きいものがあると思いますんで、ぜひともよろしくお願いします。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 非常にこの施設、村越委員もおっしゃられたように人が少なくなっているということで、課長、経営が安定していくか、ちょっと不安なのかという面で言ったらどちらになると思うんでしょう。

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（吉越哲也） 資料にもおつけしましたけども、収支そのものは決して悪い状況ではないんです。それは、ある意味では冬期間はお休みしているとか、そういうのを含めてですし、あと平成30年度までは週6日の経営をしておりました。ですから、そういった意味では一定のお客さんがいるというのは長沢茶屋の強みだというふうに考えております。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 私ちょっと指定の期間、今回4年間ということで、大体今までずっと4年間でしたよね、どこの施設も。この間例の新しい四季彩館ひだなんと、そこはちょっとどうなるかわからないから、非常に経営が不

安定な要素があるということで10年だというふうな形だと思うんですけど、ここも今の話だと今後少しどうなるかわからないということで、それでも4年だと。きのうちょっと同じ農林課なんでありまして、とまとの人たちとも、直売所の、ちょっと意見交換して、結局あそこも農産物がいろいろ、今のところは順調だけど、これから担い手がないということで不安だというような話があってですね、どうも指定管理とか売り上げの何%とかというのは非常に、そもそも論のこの施設もつくった目的あるわけですよ。その目的とどうも相反するといいますか、違った方向で行政が自分たちの都合のいいように指定管理の内容を変えていくみたいなのところの話があったんで、そうなる道駅の10年とそのほかのところの4年というのがですね、どこもみんな不安なわけですよ。4年で次どうなるかわからない、切られてしまう。だけど、あそこだけは不安、どうなるかわからないから、長期的な安定的な経営するために10年だということちょっと理屈が合わないと思うんですよ。あそこだけ不安だから、10年で、あとは不安だけど、4年にしてくれと。ちょっとその辺のね、考え方というのはあそこだけいいのかな、そういう特別でというような思いはあるんですけど、その辺の考え方をちょっと整理したいと思うんですが。

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（吉越哲也） まず、御理解いただきたいのは、指定管理者の制度の運用に関する指針の中で、こういった地域活性化施設を10年にするというのは今回指針が変わって運用が始まったことですので、これまで4年だから、不公平ではないかということではないということです。新しくできる道の駅の四季彩館みょうこうについては、安定的な経営が見通せるまでの期間ということで10年というのは設定いたしました。同様に今後指定期間が満了する施設については、10年という選択肢もありますよということで今回長沢茶屋さんのほうにもお話をさせていただいたんですけども、従来どおり4年でいいですというお話をいただいたというものでございます。ですから、とまとさんについても次期の更新の時期には同じようなお話をさせていただいて、指定管理者の意向を踏まえて、また議会のほうに御提案をさせていただくこととなります。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 本会議場でも指定管理の期間10年としたと。今までは4年だったのを今回あそこを10年にするために、そういった委員会といいますか、内部でそういった検討会やって10年に変更するというようなことはあるということで、一応そういった手を踏んで10年にしたというふうな話でお聞きしたんですが、今後ですね、恐らくこういった人口がどんどん減ってきて、今までと同じ従来どおりのやり方でいけなくなったときには指定管理期間というの、当然受ける側にしてみたら4年ごとに公募というふうな形になったときにはやっぱりせつかく今いろんな人だとか物だとかある程度投資しても、4年後にまた違う人が来ればという不安があると思うんで、ぜひですね、今後いろんな農林課も観光商工課もそうですけど、いろんな指定管理が来るときには市ではそういった10年まで、今あそこだけだから、特別というんじゃなくて、今回そういう制度が始まったというような、ある意味いい考えというか、プラスに考えればああいったちょっと今後見通せないところは10年まで引っ張れるんだよというようなこともできるんだということをぜひ今後指定管理受ける方々にですね、10年やれるんだつたらある程度の人も物も入れられるわけですよ。ですので、そういった形で今まで4年だったから、今後も4年どうですかじゃなくて、実はこういった制度もありますということで、長いですね、やっぱり指定管理というのも今後考えていかなきゃいけないのかなと思いますんで、ぜひですね、今後の、ここはもう4年で向こうがいいと言ったんで、あれなんですけど、指定管理の期間ということに関してはですね、やっぱり誰が見ても、あそこだけが特別じゃなくて、今後そうなるっていったら、そうなる可能性があるんだということをやっぱりお知らせしながら協議していったほうがいいかなと思って、一応これは提案で聞いておいてください。

○委員長（阿部幸夫） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 済みません。この施設についても納付金というのはあるのでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（吉越哲也） 長沢茶屋については、納付金はいただいております。

○委員長（阿部幸夫） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第90号 指定管理者の指定について（長沢茶屋）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号 指定管理者の指定について（妙高市営高谷池ヒュッテ及び妙高市営高谷池野営場）

○委員長（阿部幸夫） 次に、議案第91号 指定管理者の指定について（妙高市営高谷池ヒュッテ及び妙高市営高谷池野営場）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） ただいま議題となりました議案第91号 指定管理者の指定について（妙高市営高谷池ヒュッテ及び妙高市営高谷池野営場）について御説明申し上げます。

本案は、妙高市営高谷池ヒュッテ及び妙高市営高谷池野営場について、令和2年4月1日から指定管理者による管理を行うため、一般社団法人妙高ツーリズムマネジメントを新たに指定管理者として指定するものであります。

一般社団法人妙高ツーリズムマネジメントは、観光案内業務を初め旅行商品の造成や販売、観光宣伝、誘客事業などにより交流人口の拡大と地域経済の活性化を目指しております。今後高谷池ヒュッテの管理運営を担い、その収益をヒュッテと法人の運営費等に充てることにより自立、自走の事業を展開することができ、観光事業の振興と魅力ある観光地域づくりに期待が持てることを初め、国内外に向けた山岳プロモーションや多様な関係者との協力体制を生かしたサービスの提供などにより国際観光都市としてのブランド化と誘客促進が期待されます。また、これまでの実績から適切な管理運営を見込めることなどから、指定管理者として指定したいものであります。

以上、議案第91号について御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部幸夫） これより議案第91号に対する質疑を行います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） こっちのほうが高谷池に関しては大事なかなと思って、今ほど課長話したそういった指定管理の実績といってもDMOさん、ことし初めてなんで、実績も何も、今までのことだと思うんですが、一番後ろの参考のほうに今までの収支出ているんですが、27年ですかね、これ1600万ぐらい黒字になっているということで、さっきちょっとシミュレーションされたということで、これ今値段を上げて、定員が100名になったということで、かなりプラスといいますか、もうかる施設だと思うんですけど、実際どれぐらいの黒字があるというふうに見込んでいらっしゃるんですか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） 高谷池ヒュッテにつきましては、収支といたしまして、指定管理者のほうの見込みの提

案によりますと、指定管理者の最終年の令和5年の目標として上げていただいているのが収益で1500万円の収益を目指すということの提案をいただいております。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 収支って、今この表といいますか、参考資料の一番最後を見ると、これと同じ積算方法で1500万円の収支というか、黒字ということなんですか。何を今、課長持っていますか、この議案の参考のところのやつですけど。そうすると、定員が74名ですね、ときよりももうけが少ないというような試算ということなんですかね。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） あくまでも先ほど申しあげましたように素泊まり料金と食事料金を足して収入総額が出てまいりまして、それに対する経費というものになります。言ったように収入、経費を今回うちのほう6000円という形の中で、全て素泊まりで賄おうという中でいくと、食事料金の売り上げが実質経費、食材を仕入れたものを差し引き収益という形になってまいりますので、経費に係るものは、食材を運ぶものは、妙高ツーリズムマネジメントとして食事サービスを見直したいという提案もありまして、このような収益の計算になっているかと思っております。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） さっき素泊まりで6000円だったということで、山で食べる、山知っている方は結構最近山小屋しからぬ食事も出てくるということで、本当にこんな高価といいますか、標高2000メートル以上のこんな山小屋でこんなようすばらしい食事が食べれるのかみたいなようなところも、恐らくDMOさんがどんどんこういうのでやりたいという形で宣伝すると思うんですけど、もうちょっと利益出る試算なのかなと思っていたんですけど、当然収入も多くなるけど、出るのも大きいという形で収支ということだと思んですけど、今回高谷池の指定管理の委託料じゃなくて、もうかつたうちの何%かというのは先ほどから渡部委員も聞いていますけど、それというのは発生するんですか。要は市に戻すということですよ。指定管理のお金として、純利益の20%を市に納付しなさいみたいな形で、そういうのは決まっているんですか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） お答えいたします。

今回納付金の指針の中の納付金の見直しといいますかにもございまして、建設費回収、家賃というんですかね。民間で言うテナントみたいな形になりますけれども、かかった建設費を回収しようという仕組みがうちの指針の中でも設けられておりまして、今回も事前に指定管理者に示したところ同じような形での納付金の提案はありました。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 建設費をいわゆる減価償却していきましようという形だと思うんですけど、当然4年では回収し切れないと思いますし、恐らくあれだけ議会でも何回でも設計変更かけて、びっくりするぐらい余計にかかってしまったお金をですね、例えば恐らく全部が全部指定管理の方の年間の使用料だけで回収できないと思うんですけど、具体的に利益の何%、年幾らなのかということまで話できないんですかね。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） お答えいたします。

4年間で全ての建設費を回収するというものではありませんで、今回のつくりが鉄骨づくりであればですね、耐用年数が29年だったと思うんですが、29年で割らせていただきまして、それを等しく回収していこうという考え方でございまして、今回の提案につきましては年間300万円程度の提案ということでございます。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 300万程度と結構アバウトなのかなと思っていたんですけど、これも先ほどのですね、いろんな指定管理の考え方も一緒ですね、やはり施設によっては売り上げの何%というところもありますし、私たち普通民間で言えば恐らく1億の建物建ったらそれこそ10年でいけば年間1000万ずつ返していったという形であると思うんですけど、その建物の指定管理の返納というか、今の話は年幾らという固定みたいな形のところもあれば、そうじゃないところもあるんですけど、その辺はやっぱり協議協議で、その場その場のケース・バイ・ケースで変わっていくということなんですかね。市としては統一的な考え方をしたいのはあるのかないのかですね、その辺どうなんでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） お答えいたします。

今回の指針の、先ほどの10年も含めてであります、市のほうでの見直しが入りまして、納付金の考え方につきましてはテナント料の考え方として、建築費用を建物の耐用年数で割って回収するというのが一般的な方法として用いられたということでございます。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 話聞くと、今回の指針でいろいろ、誰もが聞いてわかりやすいというような形だと思うんですよ。当然きのうもそんな話、課違いますけど、やはり売り上げの何%というところ例えばこれ固定費300万円をDMOが払えば、それ以外に頑張った黒字に関してはDMOの収入になるわけですよ。市からもDMOに当然観光商工課から補助金も出ている。一方では補助金を出しておいて、片方ではもし今の固定費の300万という考えじゃなくて、売り上げの何%かをバックしろということになると、一方では補助金出しているんだけど、一方では利益をまたもらっているみたいな形になるということで、ちょっとそれどうなのかなと思ったんですけど、今の考え方ですと建物を少なくとも利用料金で、減価償却今29年、鉄骨だと29年。途中メンテナンス入ると思うんですけど、考え方でやるということで300万円程度ということなんですけど、今後指定管理の考え方というのはかかった建物を減価償却、建物の耐用年数で割り返して固定でもらうみたいな形が、観光商工課でもありますよね、ほかに指定管理している場所。例えば今度のビジターセンター、あれ国だから、あれですけど、そういった市でやるやつに関してはそういう考え方の指針が当たり前になっていくような形なんじゃないかな。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） 今回の建物も含めて、道の駅もそうですが、新築で建てた建物については基本的には建設費用というのが直近でわかるという形になりますので、それは今言った建築費回収方式なんだろうというふうに思っております。ちょっと指針が細かいとこまで持ってきていなくてあれなんですけど、従前からある例えば収益施設についてはなかなか建築費用が古かったりという中で、というのは今この場でちょっとお答えできなくて申しわけないんですが、基本的には新しい建物についてはそのような形になっていくだろうというふうに思っております。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今素泊まりの上限は、先ほどの条例で素泊まりの上限は決まったと思うんですけど、例えば食事の利用料金とかの上限というのは特に本当にDMOさんにお任せという形で、例えば6000円で泊まって、1万円の夕飯食べるということもあるんですかね。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） 済みません。今ほどの、まず最初に納付金の考え方で、基本的に今まで地域等でやってきた施設については従前の売り上げの営業利益の何%という形を引き継ぐという形になって、非公募といいますか、

一本釣りをしてやっていく施設については従前のような考え方を採用するというございます。

食事については、今言ったようにサービスの一環でありますので、極端な話今委員さんからあったようなことがあっても、あり得ると思っております。

○委員長（阿部幸夫） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 私山小屋に関しては素人なもんですから、状況よくわからない部分あるんですけども、今回ですね、妙高ツーリズムマネジメントの指定管理をということで、その中でも山部会の皆さん方エキスパートなんでしょうかね。商売やられていて、非常にお客さんの状況とかもわかってられる方がいろんな提案をしていただくという部分では非常にいいのかなというふうに思うんですけど、私総括のときにですね、ちょっと課長答弁いただいた中で気になる場所があったんですけど、ヒュッテの運営に関してですね、単なる山小屋の運営じゃなくて、プラスアルファ的なものというふうなことをおっしゃって、それ具体的にどういうことなのかお話しください。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） お答えいたします。

今回妙高ツーリズムマネジメントというDMOを指定させていただきました。やっぱりDMOというのは、地域の中で多様な業種が賛同している組織でありますので、食事についても今言った農業所得の向上という中で地場産のものを使っていたきたいということもございますし、また旅行商品の造成、販売というのもDMOの貴重な仕事だというふうに認識しておりますので、ただまちのヒュッテに、山小屋に泊まりたいから来た人ではなくて、山小屋を使って旅行商品をつくって、それを例えば閑散期、平日がどうしてもやっぱりお客さんが少ないわけですので、平日に旅行商品をつくって呼び込んでいただきたいとか、そういうことを期待もしておりますし、反対に提案も受けた次第でございます。

○委員長（阿部幸夫） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そういう意味でですね、DMOの本来の目的というか、得意なところを発揮できる非常にいいところのかなというふうに思うんですね。ただ、先ほどから料金に関していろいろありました。高いとか安いとかあるし、あとはほかの施設と比べてどうかというのもあると思うんですが、私これサービスを買うというときには料金からまず見ないと思うんですよね。この山の例えば商品の魅力があって、これなら行ってみたい、いろいろ調べているうちにこんなこともある、あんなこともある、それなら行ってみたいといったときに料金が出てきて、これは高いとか安いとかで判断してサービス購入するんだと思うんです。なおかつそれを一旦利用したときに、これはよかったねということで情報発信をしたりですね、またリピーターとして来ていただく。それがいい流れなのかなというふうに思うんですね。そういう意味でやはり商品と、それからサービスの価格とサービスのバランスというか、そこら辺が一番のポイントじゃないかと思うので、やはりDMOにですね、指定管理者に対してはですね、そこら辺本当にうまくいろんな連携の中で活用できるようにですね、ぜひとも御指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） サービスという中でいいますと、従前の山好きの方だけが集まる今山の時代ではなくて、当然若い女性の方とか外国人の方もお越しいただいていることもございまして、今回DMOというか、妙高ツーリズムマネジメントサイドからも接客ということに関して御提案を受けております。やっぱり従前のものに比べて接客態度というものを覚えていきたいということで、冬は当然山小屋が営業できないわけなので、そういうときには民間の宿泊施設に研修といいますか、働いて接客業を学んでいただきたいとか、そういう提案も受けておりました、サービスの向上という意味でも取り組んでいただけるものというふうに考えております。

○委員長（阿部幸夫） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そういう意味でですね、新しく仕事をやっていきたい方、それから若い方、いろいろ魅力感じてそういうものに参画できるような、非常にいい仕組みになるようにお願いしたいと思います。

○委員長（阿部幸夫） 宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） 私は質疑といいますか、お願いなんです、事業計画の概要というのを今詳しく見させてもらいまして、私も山のほうが好きでですね、足運ぶ機会が多い。その中で登山をされる方のお声をお聞きすることがあります。というのも今までの高谷池ヒュッテですね、山はいいんだけど、施設が非常に残念なんだということで、それを登山されたお客さんがまさにそれを投稿してしまう。それによってお客さんが減ってしまうという状況が、可能性が出ます。この事業内容計画を見ますとですね、登山客、登山者向けの軽食メニューの充実と新たな山小屋グッズの販売ということで大変期待をしております。こういった中で今後インバウンドの方たちがですね、そういういい発信をしていただけるような取り組みをDMOの方に期待をしております。

以上です。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） 今ほどいろいろなお話いただいたんですが、指定管理者がこれ非公募という形になっているんですが、これ見ますと令和2年から令和6年までの4年間ということなんです、今これはDMOが、妙高マナジメントツーリズムがやるということなんです、民間のDMCという形ですね、民間の方も今回の高谷池についてやりたいという方も出ておるんですが、これはやっぱりDMOじゃなきゃいけないという何かあるんでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） お答えいたします。

提案理由のほうでも若干述べましたけれども、妙高市にとりまして観光地域づくりというのを進めている中で、その中心を担っていただいているのがDMO、妙高ツーリズムマナジメントというふうに認識をしております。この妙高ツーリズムマナジメント、できて3年目に入っておりますけれども、大変財政状況は脆弱という中で、やはり自主財源を見出してですね、自立した組織になっていくことが、よりこの地域にとっては自主的な事業をやっていただけるというふうに考えているところです。そのための1つとして今回施設の運営自体のノウハウも観光協会がしていたということで持っておりますし、多様な人脈という中で安定的な運営もできるということと、そちらの財政的な事情も加味してですね、DMOを指定管理者として指定させていただいたということでございます。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） 財政的な面も考慮しながらDMOという形でやるということなんです、やはりDMOとなるとプランニングとかマーケティングが主に大体的な役割だと私は認識しているんですが、実際の話、高谷池につきましては今までの観光協会やったときもですね、一つの大きな収入減ということを知っております。それがですね、老朽化してですね、それを手直ししなければいけないということで行政のほうに移ってですね、今回新しくこういうDMOということでやる形になったんですが、先ほど言いましたようにDMOからDMCという形ですね、民間になるべくなら委託しながらやっていくというのが本来の姿ではないかと思うんですが、財政的にある程度がちょっとした形になるまではという考えが実際にあるのか、その後につきましてはそういう形で民間の管理に持っていくのか、その辺はどのような考えなんでしょう。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） ふるさと振興という、道の駅の指定管理者のときにも市長のほうからも話があったと思

いますが、DMCという考え方は全くないわけではありません。今はその過渡期ということが市長のほうからもあったかと思っております、今現在DMCという組織はないといいますが、現実的にはまだ動いていないという中でございまして、今回は現実的なDMOさんを指定させていただいたということでございまして、4年間というのは経営的にはもう単年度からの黒字が見込めるといってございまして、4年間という形にさせていただいておりますので、この4年間の運営方法を見させていただいて、ヒュッテの効果がどの程度発揮されているかということの監視もしていきたいなというふうに思っております。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） 本当にDMOのですね、妙高ツーリズムマネジメントでやるとなると、ほかにこれからビクターセンターのあれも出てくると思うし、いろいろな形ですね、そういう指定管理者の話が出てくるときに、常にDMOがですね、ツーリズムがやるという形になりますとですね、今の従業員数見ても職員数10名ですね、やっていくとなると非常に大変だなと思うんですが、その辺はどのような考え、また職員も従業員もある程度そうならばふやしていかなければいけないんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） これからもさまざまということでございまして、その施設の目的に合って、最大限効果の発揮される法人といえますかにやっぱり指定管理をしていくのが筋だろうと思っておりますし、原則は公募という形をとるのはそのとおりでございます。今回山小屋を指定管理にすることによりまして、当然この現行の10名というのはほぼ事務所のほうにいる人間になっておりますので、山小屋に駐在する職員をDMOとして正規として雇用するのか、臨時として雇用するのかということはございまして、職員数はふえるということで考えております。

○委員長（阿部幸夫） 植木委員。

○植木委員（植木 茂） 本当に山小屋につきましては、2名で800万だったというのが今度は3名にして1200万ですか、というような形でとっておくという話は先ほどの議案の中でも出たんですが、そうすると大体平均すると400万くらいですよ、山小屋の1人頭に大まかに分けるとですね。それが妥当な数字なのかどうか。1200万という数字はどこから試算したのか。さっきの八十何号のところであった宿泊施設の……

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） お答えさせていただきます。

山小屋という特殊な場所でございますので、1回上がると当然1週間、2週間帰れないという中では平場よりも若干の多分市の単価的にも高いという中で計算をしております。先ほど申し上げた3名で1200万円というわけではなくて、常時3名という定期的な方をお願いして、当然一月の中に1週間下においてこなきゃいけないとか、仕組みがローテーションで変わりますので、繁忙期にアルバイトも含めて人件費を算出しておりますということでございます。

○委員長（阿部幸夫） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 済みません。先ほどから納付金、納付金とうるさくて。堀川委員が言われたみたいに納付額、一定額あると思うんですが、納付金を納めるために頑張るじゃないですけど、せっかく頑張っても、納付金で取られてしまうようなことがあってはいけないと思います。ですので、その納付金の期限については耐用年数内というふうにこだわらずに、その施設の中での売り上げを見ながら毎年変動させていくのか、それとも定額で取っていくのかというのは大きなあれかなと思うんですよ。せっかく俺たちはこれだけ頑張ったんだ、稼いだんだといったときに、施設これだけかかったんだから、これだけ金取られちゃうんだ、あの頑張ったのどこ行っちゃうんだ。なので、妙高市をPRするためにつくった施設であるし、そこで頑張っている方々にもやっぱり報いてやら

ないと妙高市のよさを発信していってもらえないと思うので、そこらあたりは柔軟に考えていただくということは可能でございましょうか。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） お答えさせていただきます。

建設費回収方式という形は先ほど申し上げたとおりでございまして、これは市の指針であります。市の考え方を申し上げて、指定管理者からは提案という形でいただいている中で、指定管理者からは定額ということで一応提案をいただいております。今ほど委員さんありましたように、やる気ということになると従前の営業利益の何%だと稼いだら稼いだ分だけ納付金上がるというよりは、定額式のほうが指定管理者にとってはやる気を出させられるのではないかとこのように私は反対に考えている次第でございます。

○委員長（阿部幸夫） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 確かに歩合よりもやる気は出ると思うんですが、ただその額をですね、耐用年数で二十数年とか30年とかで割り切るよりも、もう少しそれは、耐用年数過ぎたら大規模改修しなきゃいけないかと思うんですが、それをもう少し先延ばしにして毎年の定額を下げっていくというような、そういうことも、指針の中を変更していくということは考えることは可能かどうかということなんです。毎年毎年300万、300万、それは当然のことなんですけども、頑張っても300万取られちゃうんだというのが頭をよぎってしまうと、ただとにかく300万頑張らなきゃいけないんだと、定額だから。300万超えなきゃ300万も払えねえじゃないか。仮に赤字になっちゃったときってこれどうなるんでしょうかね。ですので、聞きたいこと簡単に言うと、赤字になったときは300万はどれぐらい減額できるのかということと、あと300万というのが将来にわたって、耐用年数で割り返した額じゃなくて、もう少し先延ばして、よくある繰り延べ返済みたいな形って可能かどうかと、その2点なんです。

○委員長（阿部幸夫） 観光商工課長。

○観光商工課長（城戸陽二） お答えいたします。

指針につきましては、所管課が指定管理者全体は総務課という形がございまして、ちょっとこの場でできる、できないというのはお答えできませんので、御了承いただきたいと思っておりますし、赤字という場合につきましては、ちょっと正直言うと想定はしておりません。というのは十分稼ぐだけの今回料金も上げさせていただいて、管理費はもう賄えるという考え方でおりますので、その辺のことを進捗状況等加味していきたいなと思っておりますけれども。

○委員長（阿部幸夫） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 確かにこのままいけば黒字になるかと思うんですが、火打とか妙高は決して死火山ではないということで、いつ、昔もね、火打で噴いたことありますので、そうなった場合一気にお客さんがくっと減ってくると思うんですね。ですので、シミュレーションとしてはある程度マイナスのときも考えておいたほうがよろしいんじゃないかと思えます。これは結構です。

○委員長（阿部幸夫） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第91号 指定管理者の指定について（妙高市営高谷池ヒュッテ及び妙高市営高谷池野営場）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第6号）のうち当委員会所管事項

○委員長（阿部幸夫） 次に、議案第92号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第6号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林課長。

○農林課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第92号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

初めに、歳出について申し上げます。24、25ページをお開きください。下段の6款1項3目農業振興費の高温被害等対策資金貸付金利子助成は、ことしの夏の高温等で農作物に被害を受け、収入の減少が見込まれる農業者の経営安定を図るため、県やJA等が行う融資に対して市が複数年にわたり利子補給するものであります。

次に、30、31ページをお開きください。30ページから33ページにかけての災害復旧事業3事業については、いずれも台風19号で被災した施設等の復旧に要するものであります。まず、30ページ下段の11款1項1目農業用施設災害復旧事業4億8153万3000円は、補助率増嵩申請のための図面作成委託料及び市が行う農業用施設の災害復旧工事費、土地改良区が行う災害復旧事業に対する市の負担金であります。

次に、33ページの中段、2目の農地災害復旧事業4764万円は、市が行う農地の災害復旧工事及び土地改良区が行う災害復旧事業に対する市の負担金であります。その下の3目林業用施設災害復旧事業1億6270万円は、林道の災害復旧工事費であります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。戻りますが、12、13ページをお願いいたします。上段の14款1項1目1節農業費分担金は、歳出で御説明申し上げました農業用施設及び農地の災害復旧事業に係る地元の分担金であります。

中段の17款2項4目1節農業費補助金は、県資金に対する利子補給に係る県からの補助金であります。その下の8目1節農林水産施設災害復旧費補助金は、災害復旧事業に対する県からの補助金になります。

その下の3項1目1節農林水産施設災害復旧費委託金は、地すべり防止区域内の農業用施設災害復旧事業は県から委託されていることから、当初予算では4000万円を計上しておりましたが、今回の災害の概算額が2500万となることから、減額するものであります。

最後に、6ページをお開きください。第3表の債務負担行為補正は、高温被害等対策資金貸付金の利子補給が最長で7年間となることから、債務負担行為を設定するものであります。

以上、議案第92号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部幸夫） これより議案第92号に対する質疑を行います。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 災害復旧ということで、当然あのタイミングで起きた農地災害もですね、来年の春の作付まで待たないということで、今こんな天気なんで、非常に作業されている方にとっては少雪というのはいいふうに動いているような気もするんですが、基本的な考え方で今回災害復旧今やられていると思うんですけど、基本的には災害復旧というのは原形復旧が原則のはずなんですよ。ただ、当然そういった原形復旧するというところで国も

県もそういった査定してですね、原形復旧、もともとあったとおりの品物に直すということが災害復旧の大前提なんですけど、これ副市長にも考え方をお聞きしたいと思うんですが、毎年のように今までの例えば雨の量ですとか、それがそれよりもオーバーしたから、壊れたと。そうすると、また壊れたものと同じものをつくっていくわけですよ。そうすると、また同じ量が降るとまた壊れるわけですよ。考え方なんですけども、例えばこれ本当は国の制度もちょっと考え直さなきゃいけないんですけど、改良復旧といっても、もともとあった形のものじゃなくて、もう少し当初の強度よりも強いものをつくって、前回と同じ雨が降っても耐えられるものをつくろうというような考え方も出てきているんです。そうですね。今までと同じものつくっておけば、この間と同じ雨が降れば同じものをつくれば壊れるわけですからね、原理原則は。そういった形で、それには当然今まで100万でできたものが例えば120万になったりするわけですよ。そういった考えにしないと、ただどこまでいっても、どこにすればいいんだという上限はなくなってしまいうんですが、そういった考えの復旧というのは今後必要になってくると思うんですが、当然これルールのいろんな見直しもあると思うんですけど、市でですね、例えば災害復旧、今までと同じものをつくればいいという考え方じゃなくて、改良復旧、もう少し丈夫なものをつくり直すというような考えというのは今後出てくるのか、今あるか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○副市長（西澤澄男） 堀川委員の御質疑にお答えしたいと思うんですが、基本的には私らも今同じ気持ちでございます。ただ、今の話のとおり、これ天野議員さんからも先般の一般質問の中でも話があったかと思うんですが、まだ制度上はそれが許されていない現状でございますので、たしかうろ覚えで申しわけないですが、北信越市長会、全国市長会のほうでもそういう要望が出ていたというふうに記憶しています。ですから、これからは近年はこういう天変地異がもう頻繁に発生していますんで、そういうものを見越した中でまた要請をしていきたいというふうに思っておりますし、29年災害で直したものがまた今回の19号で被災しているという事例もありますんで、そういうものを十分に話す中でやっていきたいと。ただ、御承知だと思うんですが、7.11のときに関川の大規模改修があったときは、あれは今度全体的な見直しの中で原状復旧じゃなくて、今の改良復旧がされてきておりますので、ああいふ形までなれば可能だと思うんですが、現段階ではなっていないんで、それはできるだけ早くそういう形で部分的にも改良復旧が可能になるような形ものは今要望しておりますし、またこれからは強く要望していきたいというふうに思っております。

○委員長（阿部幸夫） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 近年の自然の状況を見るとですね、今までこれでよかったから、同じものをつくっておけばということで、結局我々も議会で視察行きましたけど、新しい施設が平丸が壊れていて、29年に直したのに、また今回やられたということで、29年のときに例えば1.2倍とか1.3倍の強度を持たせておけばというようなことが出てくると思うんで、ぜひですね、国や県の制度が変わらないとなかなか動けないと思うんですが、市でもし本当に単独でできるようなことあればですね、多少今までと同じ災害復旧という方法じゃなくて、市でもって独自の改良復旧という形で強度を上げたというような形で、それでも壊れたらこういった討論にならないと思うんですね。災害復旧じゃなくて、改良復旧したにもかかわらず、さらに壊れてしまったということもあれですけど、やっぱりこれだけです、毎年のようにいろんな災害が起きてくると、ただ今までと同じ考え方であったものを同じ復旧すればいいという考え方ではなくて、やはりもう少し強度を上げた形の中で直していくと。しかも、それは妙高市さんが先進地だということで、本当に災害に強いというか、そういうことにちゃんと気を使っているんだなというふうなことをですね、農林課と建設課いればあれですけど、そういった形進めていったほうが後々、やっぱり長い目で見たときにはそっちのほうがランニングコストというか、経費かからないのかなというふうに思いますんで、ぜひそういった機会があったら進めていっていただきたいと思います。

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（吉越哲也） 今ほどの件ですが、今回の災害については今週で3週目になりますが、今4週連続で災害査定を受けております。私その席にずっと同席しておりますが、基本は原形復旧です。ただ、今週林道の関係ずっと災害査定を受けておりましたけども、やっぱり委員さんと同じような話で、同じような雨が来て、また同じ場所が被災するという事は好まないという話をされていまして、そういった意味では特に今回場所が悪いもんですから、どうしても除去できていない部分があるんですけども、現地が雪解け後に見て、今回災害査定を受けて、工法で多少不足の部分があれば、それは変更等も多少はいいですよという話をされている査定官もおられますんで、完全にもっとよくしようということとはなかなかできないんですが、そういった流れがあるということは事実でございます。

それからもう一点、先ほど平丸川の件ですけども、東関については同じ河川の違う場所への被災ですので、前回直したところがまた壊れたということじゃないということで、ちょっとそこは……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○農林課長（吉越哲也） 済みません。それはいいです。

○委員長（阿部幸夫） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 今ほどですね、原形復旧という言葉が出てきて、それについて私もちょっと確認させていただきたいと思うんですが、改良復旧という中でやれば非常に大がかり、いい状態になるんだなというふうな感覚あるんですけども、私見たところではですね、原形復旧とは従前の効用を復旧するもので、単なるもとどおりではないというふうな文言もあるんですよ。もとどおりの復旧が不適当な場合は形状、寸法、構造など質的な改良を実施する。これも原形復旧の定義としてなされていると思うんですが、それについてはどういうふうな考えですか。

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（吉越哲也） 今まさしく委員がおっしゃるとおりそういうことでございます。要するに今まで農地やなんかですと、林道が一番わかりやすいかもしれませんが、盛り土工法だったところについて崩れて、復旧に当たってはテールアルメとか含めて構造物を入れるという復旧は当然あるわけですので、そういったことは原形復旧の範囲としては十分認められていることでございます。

○委員長（阿部幸夫） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 言葉だけで言うとなかなかあれなので、どういうふうにやられるかというのは適切に対処していただきたいと思っておりますけれども、やはりですね、ただ原形復旧だということだから、じゃ崩れたとこそのまま直すということではないということは住民の皆さんにわかっていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

今回ですね、非常にいい資料つけていただいて、非常にわかりやすく、ありがとうございます。この間からの説明でもですね、今年度中にですね、ここにあるものについては復旧をするんだというふうなお話だったと思います。今回ですね、ここに入っているものに関しては非常に大きくて、適切にやるという動きの中でですね、見えているんですけども、それ以外の部分ですね、それ含めて全体の災害だと思うんですけども、それについては今後どんなふうな考えでしょうか。

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（吉越哲也） まず、今回農林関係の被災ですけども、大体私どもがつかんでいる範囲で270カ所ぐらいございます。それで、全てが年度内ということではまずございませんで、災害復旧事業にかかわるものは今査定を受けております。全国的な査定を今やっているとこですので、それが終わって予算内示が来て、それから交付申請手続になりますので、発注が年度内にできればいいとこだというのが現実的な国の補助災害の関係にはなります。それ

以外についても冬期間に入りましたので、単独でやるやつについても10月に最初専決をいただきましたが、重機等
で対応できるものは全て対応しておりますけども、冬期間に入ってこれからできないものについては春先の中で対
応するという事も考えております。そんな意味では年度内にできるものもあれば、年度を超えていくものもある
ということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（阿部幸夫） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 今ほどのですね、補助災害、単独災害の部分のさまざまなものがあると思うんですが、私申し
上げたいのはもっと細かいですね、個人が災害遭っているわけです。それも大きい、小さいというのは個人のその
方の考えになると思うんですね。例えば健全で、非常に自分で体が動かせるんで、ここちょっと壊れたから、直
そうとか、ここ土砂入っているけど、自分で何とかしようというのはいいんですけども、そこでですね、やはりそ
れができないために何とか自分でやらなくちゃいけない。そうでなかったら、それこそこの機会にやめちゃいまし
ょうというような考えの方もいらっしゃるわけですね。そういった細かいところの対応については、必ずしもそ
れ全部個人の方がね、市のほうに言ってくるわけじゃないですから、それに対して市としてはどんなふうな把握を
されるのか。そういうものが全部含まれて災害の全容が把握できるんじゃないかなと思うんですが、それについて
どんな考えですか。

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（吉越哲也） 当然小さな災害もあると思いますけども、まず平成29年の災害の後に今までは国の補助災
外についてなかったものについては、農地の関係については10万以上かかるものについては半分援助しますという
制度が創設をさせていただきました。それから、いろんな意味で多面的機能交付金とか地域に入っておりますので、
共同作業でできるものはそういったものを活用していただきという話をさせていただいておりますし、当然個人で
できることについては個人で、もともと農地は個人の財産でございますので、やっていらっしゃる方もおられます。
そういった中での全体の被災ということになると思っております。私ども被災の全容については、地域の区長さん
方とか農家組合長さんから寄せられたものについては全て現地を確認して、その内容を把握しているところでござ
いますが、中には個人の方でおやりになって、市のほうにお申し出がなかったものも決してないとは言えないとい
うふうに思っております。

○委員長（阿部幸夫） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そういったものも含めてですね、災害の全容というのはつかめるんだと思います。それで、
そういった本当に細かいところをですね、どういうふうに対応していくかというところが災害の場合は大事なんじ
ゃないかなというふうに思うんですね。それで、やはりそういった情報を集める中で支援できる部分があれば支
援するというのがいい方法かなと思うんです。なおかつスピーディーにですね、対応するためにもそういった情報
が一元管理なり、いろんな意味で情報収集と発信を上手にできるような体制というのが必要だと思うんですね。
今回ですね、産地緊急支援対策、麦わらの撤去と土づくりというの、これホームページに出ていたもので、なかなか
いい制度だなと思ったんですけども、こういったものに関してはですね、本当に自分たちで、数名ですかね、それ
を中々本当に今回の災害に対する対応ができる部分だと思うんですね。今現在回ってみても、非常にまだ土や何か
が田んぼの中に入っていたり、来年の作付始まるまでにどういう計画でやられるかという、そういうふうに考えて、
個々の方はね、やられているんだと思うんですが、そういった方たちにもですね、本当に素早い対応で情報発信し
て上げることによって、非常にそれこそ行政と住民の皆さん方ですね、信頼関係の構築ということにもなると思
いますんで、ぜひですね、そういうふうな管理をやっていただきたいなというふうに思います。それについていか
がですか。

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（吉越哲也） 今ほどあった、委員さんおっしゃった新しい制度としてですね、今回の水害で稲わら等が田んぼに非常に堆積したものについては農水省が援助と、それから処理のほうは今度は厚労省（後刻訂正あり）の援助の形でやるやつということなんですけども、今回市内もそれも確認しましたが、該当しそうなものが2件ほどあったんですけども、それについては大した量がないということと、まだ制度が後追いできていないもんですから、その前に処理をしたいということでしたので、集めていただいたものについては環境生活課のほうと協議しまして、市のほうで全て撤去したという形があります。ですから、そのような制度は十分承知しておりますが、それに該当するような案件で処理したものはなかったということでございます。

○委員長（阿部幸夫） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） わかりました。そのようにしながらですね、十分な対応していただきたいなと思います。

最後なんですけども、北沢川の対応についてちょっと関連して伺いたいと思うんです。先ほど堀川委員の話もありましたけども、これ災害がですね、非常に激甚化する中で、災害になれちゃうような状況になっていますよね。それじゃ困るし、いけないんですけども、今後の災害というのは本当にこれ毎年毎年やってくるもんじゃないかというふうな考え方もされています。先ほどの北沢川の関係なんですけども、これについてはですね、本当に部分部分に問題があるんじゃないかと、全体に課題があるんじゃないかというふうなこともちまたでは言われています。それで、それはハード面なのか、ソフト面なのか、いろんな課題あると思います。その中でですね、できれば抜本的な対策、それは必ずしも予算をかけて、全部修繕するということを言っているわけじゃないんですが、それこそ住民の皆さん方の周知、それから考え方、そういったものをですね、共有するという意味でですね、今後どんなふうな考えを課長持ってられるか、ちょっとお考え聞かせていただけますか。

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（吉越哲也） 北沢川イコール花房用水ということになるんですけども、平成29年のときにも同じような被災があって、浸水騒ぎもあったということですので、私も今回まず災害が来る前に北沢川の上流にあるため池については事前に少しため池の水を吐きまして、逆に雨天のときに取水をするような形での流量調整はできる範囲ではやったところがございます。ただ、現実にはその下流に行ってどんどん水が流れ込んでくるというのがありましたので、災害後に片貝川の頭首工から全て歩いて見てまいりました。その中で取水のゲートの操作の問題ですとか、途中にも余水吐けが何か所かありますんで、そういった用水管理のソフトの分野でもある程度対応できるものがあるんじゃないかというふうな考え方を持っております。ただ、一方で構造上では途中まで4メートルほどの水路がその直後から2メートル弱にまで下がるような場所がありますので、そういったものは直さなきゃいけないんですけども、そこを直しても今度下流にまたその影響がいくということがありますので、部分だけを直しても、なかなかいかないところが今の用水とか、水路の実態になっております。そんな意味ではソフト面での運用と、それからハードでの部分的な改修を含めてやっていくことで少しでも災害が軽減できないかということは今検討させていただいている最中でございます。

○委員長（阿部幸夫） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） わかりました。やはりですね、そういう市の考えもあります。住民の皆さん方もですね、それぞれにやはり自分の身の回りのことですから、非常に心配に思っている部分があると思うんですよね。それが今後何回も何回も繰り返すような形もこれからも考えられると思いますので、市ばかりじゃなくてですね、本当に住民の皆さんと一緒にどうするんだということをしっかりと話し合う場を設けてですね、対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（阿部幸夫） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 今ほどの村越委員さんのおっしゃったのにちょっとかぶさっちゃうかもしれないんですけども、今回河川の施設が壊れたことによって、ほかのところに負荷がかかる、壊れたところ以外の方に負荷がかかっている、多分次災害来ればここやられるんじゃないかなというような何となく予想がつくところがあるんですけども、そこらあたりもチェックというのは今後されますでしょうかね。

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（吉越哲也） 今渡部委員さんのおっしゃっている場所が具体的にどこかというのは存じかねるんですけども、復旧した箇所については改めて全て確認はすることにはしております。ただ、大きい河川の関係でもしおっしゃっているんだとすると、市のほうとすれば頭首工関係とか被災した部分については市の管轄ですけども、護岸の関係につきまちは県のほうになりますので、そこまでについて私どものほうで何かできるかということ、そこはなかなか難しい状況もあるということでございます。

○委員長（阿部幸夫） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） その河川が北沢川なんですよ。北沢川がかくかく曲がっているから、曲がったところぶつかったところは施設壊れちゃうと。だけど、それによって違うところにまたぶつかっていると。そこは多分弱くなっているだろうなどは予想はつくんですけども、壊れて目に見えるところは修繕できる。だけど、負荷がかかっているところはチェックしようがないんですよ。なので、全体を見渡していただいて、多分ここにぶつかったんだろうなというところの強度を変な話ですけど、改修工事に含めた形でちょっと見ていただくというのとか、あとまた現状復旧したときには今後手直しがないように、例えばコンクリートであればアダプトできる、後から工事したときにアダプトできるような形にさりげなく変えていくというようなことは可能かどうか教えてください。

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（吉越哲也） 先ほど申し上げたとおり基本的には原形復旧が前提だというふうに考えておりますし、あくまで農業用の用水については用水管理者がおられますので、そういった方々の協議の上でどういった改修をしているかということが決まってくんだというふうに考えております。

○委員長（阿部幸夫） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第92号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第6号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第92号のうち当委員会所管事項は、原案のとおり可決されました。

議案第96号 令和元年度新潟県妙高市ガス事業会計補正予算（第1号）

議案第97号 令和元年度新潟県妙高市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第98号 令和元年度新潟県妙高市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第99号 令和元年度新潟県妙高市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長（阿部幸夫） 次に、議案第96号 令和元年度新潟県妙高市ガス事業会計補正予算（第1号）、議案第97号 令和元年度新潟県妙高市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第98号 令和元年度新潟県妙高市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第99号 令和元年度新潟県妙高市簡易水道事業会計補正予算（第1号）、以上4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。ガス上下水道局長。

○ガス上下水道局長（米持和人） ただいま議題となりました議案第96号から議案第99号について一括して御説明申し上げます。

各会計の収益的支出及び資本的支出の補正予算につきましては、国の人事院勧告等に準じた職員給与の改定や職員の異動等に伴う人件費の増減を補正したいものであります。また、簡易水道事業では本年度から地方公営企業法を適用し、企業会計としたことにより、平成30年度分の納付消費税を会計処理上、特別損失予算に計上する必要があることから、これを補正したいものであります。

以上、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部幸夫） これより議案第96号から議案第99号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第96号 令和元年度新潟県妙高市ガス事業会計補正予算（第1号）、議案第97号 令和元年度新潟県妙高市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第98号 令和元年度新潟県妙高市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第99号 令和元年度新潟県妙高市簡易水道事業会計補正予算（第1号）、以上4件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第96号から議案第99号は原案のとおり可決されました。

発言の訂正

○委員長（阿部幸夫） 農林課長。

○農林課長（吉越哲也） 済みません。先ほど議案第92号の審議の中で、村越委員さんから御質疑のありました稲わらの処理の関係なんです、私農水省と、それから厚労省の2つの省庁から支援ということ申し上げましたが、農水省と環境省の誤りでしたので、そこは訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○委員長（阿部幸夫） それでは、以上で当委員会に付託されました議案の審査が全て終了しました。

閉会中の所管事務調査について

○委員長（阿部幸夫） 次に、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

閉会中の所管事務調査については、委員、執行側のいずれからも申し出がありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については申し出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部幸夫） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については申し出しないということに決定されました。

○委員長（阿部幸夫） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。

これもちまして産業経済委員会を散会します。どうも御苦労さまでした。

散会 午前11時32分